

# 明治期における海軍機関の公文書取扱について

— 横須賀鎮守府を例として —

惣田 充

## 一 課題設定

軍というのは常日頃より日常のなかに戦争という非日常を想定している機関である。しかしながら実際は非日常よりも日常のほうが時間としては圧倒的に多いはずである。よって平時のことを取り上げることとしたい。このテーマを取り上げた理由というのは、一つには海軍機関という組織体の記録管理についての研究が管見のところあまりなされていないこと、そしてもう一つには横須賀の地理的重要性に着目したからである。

横須賀はペリー来航の地である浦賀と海岸線を同じくし、さらに北に位置する。横須賀の周辺地域である浦賀は享保改革期に浦賀奉行(一)が設置されるなど江戸への船舶の積荷を検査する海上交通の要地であった。さらに幕末期には沿岸警備の要所として、他方、外国との交渉の窓口でもあった。その浦賀より同じ海岸線を南へ下ったところにペリー上陸の地である久里浜があり、現在ではJR横須賀線の終点となっている。この様にして横須賀とその周辺は江戸につながる要地としての歴史的経緯を持つ。

次に、鎮守府(二)とは日本の海岸と近海の防衛などを担当した海軍の官庁であり、横須賀・呉・佐世保・舞鶴の四箇所に置かれた。特に横須賀は現在でも在留米軍基地や自衛隊の施設として利用されている。今回取り上げる横須賀鎮守府について言えば、慶応元年(一八六五)に江戸幕府が莫大な資金とフランスの技術を導入して建設が始められた横須賀製鉄所に由来する。その際、資金繰りを担当したのが幕臣小栗上野介忠順であり、建設の指揮を執ったのはフランス人技術者フランソワ・ヴェルニーであった。この政策は幕府

崩壊後も明治新政府に引き継がれ、明治四年(一八七二)には横須賀造船所として竣工する。のち、横須賀海軍工廠と名を変え、最終的には港の敷地内に統括部署である横須賀鎮守府が置かれ、一大軍港としての横須賀港が成立する。

こうした点を踏まえ、本稿では、軍港横須賀の拠点である鎮守府を取り上げ、以下その公文書取扱について論述していく。海軍機関という機密性の高い組織体の公文書管理について少しでも明らかにしようという試みである。年代は横須賀鎮守府成立の明治一七年(一八八四)以降を中心に扱う。

## 二 横須賀鎮守府における公文書の集配

海軍機関の公文書取扱について知る上で、まずは当時、鎮守府内で公文書がどのようにして集配されていたかを史料をもとに検討したい。使用する史料は「横須賀鎮守府例規」(三)であるが、先行研究において取り上げられることのなかった史料であると思われるので、長文であるが、紹介の意味も兼ねて、条目及び表をすべて掲載した。

●横鎮第九五九号 明治三十六年十一月十日  
達

### 横須賀鎮守府文書集配規程

- 第一條 横須賀鎮守府各廳間ノ公文ハ本規程ニ依リ集配ス但シ本規程ハ横須賀軍港通信船規程ノ効力ヲ妨クルコトナシ
- 第二條 鎮守府ニ通信掛トシテ筆生一名ヲ置キ副官ノ命ヲ受ケ本規程ニ依リ文書集配ニ関スル事務取扱ハシム

第三條 鎮守府ニ文書集配人五人ヲ置キ鎮守府使丁ヲシテ之ニ從事セシム

第四條 集配人ノ巡回箇所ハ第一表ノ如シ

第五條 集配人ハ定時各廳ヲ巡回シ文書ヲ集配ス其ノ發着時刻ハ第二表ノ如シ

第六條 監獄ヨリ發スル文書ハ軍法會議ニ軍法會議ヨリ發スルモノハ監獄ノモノト共ニ海軍病院ニ送り軍法會議監獄行キノモノハ病院ニ於テ軍法會議ノ使丁ニ交付ス監獄軍法會議間ノ連絡ハ便宜兩廳ニ於テ定メ行フヘシ但シ軍法會議ヨリ病院ニ差出スヘキ使丁ハ集配人ノ各便病院ニ到着時刻以前ニ病院ニ到着セシムルヲ要ス

第七條 海兵团、水雷団、砲術学校、造兵部、兵器庫及工廠沿

岸、三ヶ保浦、小海繋留若ハ入渠艦船艇ハ第二表各便發時刻ノ十分前マテニ鎮守府ニ到達スル様公用使ヲ差出シ鎮守府ニ於テ相互文書ノ交換ヲ為スモノトス但シ水雷団、水雷学校、造兵部、兵器庫ハ便ヲ缺クコトヲ得

第八條 海上ヨリノ文書ハ港務部ニ於テ受理シ集配人ニ交付ス

第九條 文書ハ之ヲ送達囊ニ收メ其ノ儘授受シ送達囊ハ他便集配ノトキ收集ス但送達囊ハ還付ノ際各廳ニ於テ互ニ利用スルコトヲ得

第十條 臨時至急ヲ要スル文書並ニ折返シ回答ヲ要スルモノハ各別ニ送達スルモノトス

第十條ノ乙 各廳ニ於テハ集配人各便到着時刻迄ニ送送ノ準備ヲナシ迅速ニ文書ノ授受ヲ了シ溢リニ集配人ヲ留ムヘカラス

第一表 集配人巡回箇所

第一方面	鎮守府	經理部	建築科	機關學校	病院	工機學校	測器庫
第二方面	鎮守府	工廠	港務部	衣糧科	需品庫	工機學校	測器庫

第二表

集配人發着時間表

第一方面	第二方面	便	巡回順序		經理部	建築科	機關學校	病院	機關學校	建築科	經理部	鎮守府	工廠	鎮守府
			午前八時三十分	午後四時三十分										
イ	イ	號	鎮守府發着時間	巡回順序	八、三五	八、三九	八、四六	九、〇七	九、二七	九、三四	九、三八	九、四三	九、五一	一〇、〇一
ハ	ハ	口	午前八時三十分	巡回順序	〇、〇五	〇、〇九	〇、一六	〇、三七	〇、五七	一、〇四	一、〇八	一、一三	一、二一	一、三一
ニ	ニ	ハ	午後二時	巡回順序	二、〇五	二、〇九	二、一六	二、三七	二、五七	三、〇四	三、〇八	三、一三	三、二一	三、三一
ハ	ハ	口	午後二時	巡回順序	四、三五	四、三九	四、四六	五、〇七	五、二七	五、三四	五、三八	五、四三	五、五一	六、〇一
イ	イ	號	鎮守府發着時間	巡回順序	八、四〇	八、五二	八、五七	九、〇四	九、一七	九、二七	九、三四	九、三九	九、五一	一〇、〇一
ハ	ハ	口	午前八時三十分	巡回順序	〇、一〇	〇、二二	〇、二七	〇、三四	〇、四七	一、〇五	一、〇九	一、一四	一、二二	一、三一
ニ	ニ	ハ	午後四時三十分	巡回順序	二、一〇	二、二二	二、二七	二、三四	二、四七	三、〇五	三、〇九	三、一四	三、二二	三、三一
ハ	ハ	口	午後四時三十分	巡回順序	四、四〇	四、五二	四、五七	五、〇四	五、一七	五、二七	五、三四	五、三九	五、五一	六、〇一
イ	イ	號	鎮守府發着時間	巡回順序	八、四〇	八、五二	八、五七	九、〇四	九、一七	九、二七	九、三四	九、三九	九、五一	一〇、〇一

考 毎土曜日及七月十一日ヨリ九月十日迄ハ便ヲ省ク  
備 休暇日ニハ集配人ヲ巡回セシメス

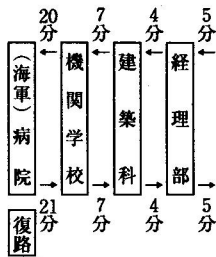
(出典 防衛研究所圖書館所藏「明治四十四年 横須賀鎮守府例規 全 八版」二二八(二九頁))

第十一條 各廳（各学校除ク）ヨリ海軍省及同構内各廳、各鎮

守府、各要港部並本府管艦船宛ノ通常第一種郵便物（特殊取扱ヲ除ク）ハ切手ヲ貼付セスシテ便宜鎮守府副官ニ送付シ副官ハ主任者ヲシテ之ヲ取纏メ發送セシムモノトス（4）

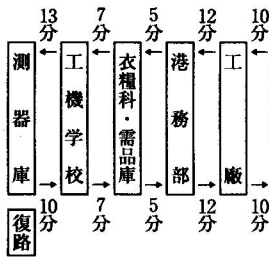
この史料から注目した点を順に指摘して行くと、まず第一條より、鎮守府において「文書集配ニ関スル事務取扱」をしていたのが鎮守府「副官ノ命ヲ受ケ」た「筆生」であること。つまり鎮守府の文書管理は副官に従う筆記者が管理していたのである。そして第三條より、「文書集配人」は「五人」で「使丁」という雑務に関わる者達と行なっていたこと。第八條より、「海上ヨリノ文書」、つまり船舶等を通じてもたらされる文書は「港務部」で「受理シ集配人ニ交付」される。第九條より、文書収集は「送達囊」と呼ばれる専用の袋によつてなされていたのである。第一一條より、「各鎮守府」の「郵便物」は「切手ヲ貼付」せずに「副官ニ送付」して副官の目を通つ

圖① 往路 鎮守府



集配所要時間は1時間13分で一日5回。イ・ホを17分の間隔を空けて繰り返す。

圖② 往路 鎮守府



集配所要時間は1時間31分で一日5回。ロ・ホを29分の間隔を空けて繰り返す。

てから發送されるのである。この様に、条文から知りえた重要なこととしては鎮守府副官が文書取扱については責任者であるということである。

次に、本史料中に出てきた第一表及び第二表について考察を試みたい。

第一表についてみると集配人の巡回箇所は二つに分かれており、経路としては鎮守府↓經理部(5) ↓建築科↓機関学校(6) ↓(海軍)病院というコース(第一方面)と鎮守府↓工廠(7) ↓港務部(8) ↓衣糧科↓需品庫↓工機学校(9) ↓測器庫というコース(第二方面)に分かれている。

続いて第二表について説明を加えることとしたい。例えば「八、三五」は「八時三五分」を示しており、内容は第一表と同様に第一方面と第二方面の二つに分かれている。そこで個々に検討していく。そして、第一方面について図①を見ていただきたい。

これは第一・二表の内容を端的にまとめたものである。これをみると、鎮守府を發した文書集配便は(海軍)病院を折り返し地点にして再び鎮守府へ戻るシステムであったのである。そしてこれを一回一時間一三分で行い、一回ごとに一七分の間隔を空けて一日五回繰り返すという分刻みの厳しいスケジュールであったことが分かる。

第二方面については図②を見ていただきたい。鎮守府を發した文書集配便は、測器庫を折り返し地点にして、再び鎮守府へ戻るシステムであったのである。そしてこれを一回一時間三一分で行い、一回ごとに二九分の間隔を空けて一日五回繰り返すというこれまた分刻みの厳しいスケジュールである。

また、文書集配便が出来る一七分又は二九分という間隔は、次の便に向けての種別け準備等に当てられていたと思われる。そうすると文書集配機能には休憩時間が想定されていないように思われるが、おそらく集配人はローテーションを組んで適宜休憩をとつていたと思われる、例規に定められた集配人五人は、イ・ロ・ハ・ニ・ホ

という五つの便に第一方面と第二方面の集配各一回ずつという一日二回の集配任務に就いたのではないかと思われる。ともあれ、現代とは違いファックス・Eメールなど情報機器が少ない当時において、各部署間では、こうした文書集配便を十分に活用して、密接な情報伝達を行なっていたわけである。

以上、検討したところをまとめると、横須賀鎮守府における公文書の集配は①鎮守府副官を責任者として、②集配人五人とそれに携わる使丁によって実行され、③巡回経路は鎮守府から海軍病院を往復する第一方面と鎮守府から測器庫を往復する第二方面の二つに分かれていた。そして④「送達囊」と呼ばれる専用の袋で集配され、⑤郵便物に関しては全て副官の目を通つてから発送されたのである。補足として副官について、『横須賀鎮守府例規』の系統表（複写不可のため掲載できず）をもとに述べると、地位としては司令長官（鎮守府の頂点）の下につく幕僚で、その中でも参謀長の下にくく存在であつたようである。

### 三 横須賀鎮守府における公文書の管理

前章では公文書がどのように活用されたかについて、集配システムを取り上げて述べたが、この章では使用後の公文書の扱いについて述べていく。

まず、横須賀鎮守府における公文書取扱をめぐる問題について検討していこう。次の史料は横須賀鎮守府（司令）長官より海軍次官に宛てられた意見書である。

明治二十年八月三十日（横鎮一四二四二）（横鎮長官ヨリ海軍次官宛）

公文書保存期限度儀ニ付上申

先年東海鎮守府御設置以来之公文書類夥多ニ及候処右ハ書類中後年ニ要用ナルモノ尠ナク偶事務取扱上ノ参照等ニ取調候儀モ有之候得共五カ年以上ニモ及候テハ要用ノ義絶テ無之

尤本府ノ沿革ヲ徴スルニ足ルベキモノ、如キハ別ニ編纂致候筈、旁以公文書類ノ保存期限ヲ定メ其期限ヲ経過セシ書類ハ都テ廃棄ニ付シ候様致度、不用之書類ヲ悉ク永年ニ保存スルハ無益ナル而已ナラズ年々ノ公文増加スルニ随ヒ格納方ニモ差支候條本府諸公文ノ保存期限ヲ五カ年ト相定度、將又艦船内ニ於テハ狭隘ノ場所故格納上差支モ不尠ト被存候ニ付所轄艦船管ノ分ハ三カ年ヲ保存期トシ右期限ヲ経過セシ書類ハ前文同様取計セ度、此段仰御裁可候也

明治二十年九月二日（指令）

書面ノ趣認許ス<sup>(10)</sup>

ここで問題となつているのは公文書の保存についてであり、「東海鎮守府御設置以来之公文書類夥多ニ及候処」という状況になつたとある。鎮守府移転に際して横浜より引き継いだ公文書もあると思われるが、横須賀鎮守府設立三年にして早くも公文書の処理の問題が出ていたのである。具体的に内容を検討していくと、五年を経過した公文書については必要なものが少なく、用のないものばかりであると述べており、さらに「保存期限ヲ定メ」てその「期限ヲ経過」したものは「廃棄」にしようというのである。また、横須賀鎮守府において明治二〇年（一八八七）八月三〇日までには公文書保存期限や廃棄規程が定められていなかったため、この意見書が提出されるまでは、おそらくそのほとんどをとりあえず保存していたとみられる。そうであるが故に「不用之書類ヲ悉ク永年ニ保存スルハ無益」であるとなるのである。そして、続く文面には「年々ノ公文増加スルニ随ヒ格納方ニモ差支候」とあるので収蔵スペースが一杯となる状況を予想していたと言えよう。そして、「書面ノ趣認許ス」とあることから九月二日に意見書が通り、公文書保存期限は同年九月二日付で、鎮守府は五カ年、艦船は三カ年と定められたのである。おそらくこの時点では「横須賀鎮守府例規」にも廃棄規定が存在していなかったため、前章のことを踏まえると、副官等の裁量に任ざられていたと推測される。なお、鎮守府から意見書が出て三日で案件

を処理した海軍省の決断の早さは特筆すべき点である。

この他に明治二〇年代には公文書取扱に関する法令は出されていない。そこで、次に規程内容に変化の現れる明治三〇年代に話を移そう。

明治三〇年代中期になると海軍部内において一律の文書保存規程が出される。それが左記の史料である。

明治三十六年九月二十三日（海総三二二一九）

海軍部内文書保存規程左ノ通定ム

海軍部内文書保存規程

第一條 文書ノ保存ヲ区分シテ左ノ四類トス

第一類 永久保存

一、律命令ノ制定改廃ニ関スルモノ

一、例規徴證ニ供スヘキモノ

一、特殊ノ処分ニ属スルモノ

一、永久参照ノ必要アリト認ムルモノ

第二類 二十カ年保存

一、予算決算其ノ他金銭會計及財産ニ関スル帳簿及書類

第三類 十カ年保存

一、物品會計ニ関スル帳簿及書類

第四類 一カ年保存

一、当分参照ノ必要アリト認ムルモノ

第二條 保存期限ニ関シ特別ノ規定アルモノハ各其ノ規定ニ

従フ

第三條 保存期限ハ曆年ヲ分界トシ甲年度ノ処分ニ属スルモノ

ノハ乙年一月ヨリ起算ス

第四條 保存期限経過ノ文書ハ保管者ニ於テ之ヲ精査シ其ノ

廃棄スヘキモノハ所属廳長官ノ決裁ヲ受クヘシ

第五條 一時ノ指辨ニ係ル文書ニシテ保存ノ必要ナシト認ム

ルモノハ所轄長ニ於テ廃棄ノ処分ヲ為スコトヲ得

第六條 廃棄ニ決シタル文書ハ適宜之ヲ処分スヘシ

第七條 艦団各部ニ於テ保存スヘキ文書累積シ貯蔵ニ困難ヲ

感スルトキハ便宜他ノ海軍官廳ニ協議ノ上其ノ保管ヲ依托

スルコトヲ得

第八條 第六條又ハ第七條ノ処分ヲ為シタルトキハ其ノ目録

ヲ調製シ処分ノ顛末ヲ明カニシ置クヘシ(11)

まず第一条から読み取れることは以下の通りである。すなわち、文書保存の段階が①命令等の制定及び改廃に関するものは永久保存、②予算決算その他金銭會計及び財産に関する帳簿や書類は二〇カ年保存、③物品會計に関する帳簿や書類は一〇カ年保存、④当分参照に必要なものは一カ年保存という四段階に定められたことである。次に第四条では保存期限を過ぎたものは十分に審査して、廃棄すべき文書は所屬庁長官の決裁を受けることが定められたことがわかる。第五条と第六条では保管の必要が無く廃棄と決まった文書は適宜処分することが定められたのである。しかし、保存規程以外のものは全て処分かといえそうでもなく、第七条では文書の保存スペースが無い所は他の海軍官庁に保管を依頼する旨が定められている。そして、第八条では処分した文書目録の作成と処分した経緯を明らかにすることが定められている。つまり、どの文書をどのような理由で捨てたのかが分かるようになっていたのである。ここで注目したいのは「文書保存」の規程はあっても「文書廃棄」の規程は無いことである。やはり廃棄処分については全面的に裁量のみで依存していたのであろうか。何か決定的な史料があればよいのだが断定するにはなお検討が必要である。しかし、史料が無くて一つ確実なことは横須賀鎮守府では現用の法令を収録した「横須賀鎮守府例規」において例外規程が無いため、この史料の規程どおりにやったであろうということである。

さて、次に結局のところ明治期の横須賀鎮守府において具体的にどのような公文書取扱が行なわれたのかについて次の史料をもとに検討したい。

●横須賀第一〇九一号明治三十七年十月五日

達

横須賀鎮守府文書取扱内規

第一條 公文取扱ハ確實ニシテ活敏ナルヲ主トシ海軍各廳処務  
通則其ノ他特ニ規定アルモノ、外本内規ニ拠ルヘシ

第二條 司令長官參謀長又ハ鎮守府ニ宛テ到來スル公文ハ鎮守  
府副官ニ於テ接受シ副官ハ之ヲ査閲シ其ノ各廳ノ主務ニ屬ス  
ルモノハ指定ノ印ヲ捺シ直ニ之ヲ各廳ニ配付スヘシ

前項ノ公文中重要ナル事件ハ先ツ參謀長ノ査閲ニ供シ処分ノ  
指揮ヲ受クヘシ

第三條 海軍大臣ノ令達其ノ他主務各局長部長等ノ照會通牒ヲ  
其ノ儘伝達若ハ通達スルトキハ原書若ハ其ノ写ノ欄外上部ニ  
当該廳長若ハ艦團長ノ印ヲ捺シ其ノ文書ヲ交付シテ伝達又ハ  
通達ニ代ユ

第四條 各廳長ハ主務ノ公文ヲ審査シ司令官ノ閱覽ニ供スルニ  
止マルモノハ捺印ノ上供覽ト記シ其ノ命令、訓令、指令、照  
會、回答等ヲ要スルモノハ所定ノ野紙ヲ用ヒ其ノ文按ヲ附シ  
主務廳長捺印ノ後之ヲ關係廳司令官ノ決裁ヲ受クル場合モ亦  
前項ノ例ニ依ル

文按ニ立按ノ理由ヲ開申スルノ必要アルモノハ適宜本文ノ前  
ニ記載スヘシ

第五條 鎮守府副官ハ各主務廳ヨリ公文ノ送付ヲ受ケタルトキ  
ハ之ヲ審査シ司令長官參謀長ノ閱覽ヲ受ケ発付ヲ要スルモノ  
ハ其ノ文按ニ依リ直ニ浄書発付ノ手續ヲ為スヘシ但シ計算書  
類其ノ他文書ニ附屬ノ表、図又ハ別紙別冊ヲ要スルトキハ主  
務廳ニ於テ浄書校合シ鎮守府副官ニ送付スルモノトス

第六條 司令長官、參謀長官閱覽済、決裁済及ヒ発付済ノ公文  
ハ副官直ニ各主務廳ニ於テ保管スルモノトス

第七條 上申伺ニシテ当分ハ到底詮議ニ及ビ難キモノハ主務廳  
長ニ於テ付箋ニ其ノ理由ヲ記シ又該書類ニシテ参考トシテ主  
務廳ニ留置クノ必要アルモノハ其ノ理由通知ノ文按ヲ附シ鎮

守府副官ニ送付スヘシ副官ハ司令官參謀長ノ閱覽ニ供シタル  
後本文ハ直ニ差出廳ニ返付シ主務廳ニ於テ発付ノ手續ヲ為ス  
ヘシ

第八條 法令規則ニ依リ進達又ハ報告ノ期限アルモノニシテ事  
故ニ依リ期限ニ後レタルトキハ必ス其ノ理由ヲ附記スヘシ

第九條 総テ公文書又ハ封筒ニ親展、至急、機密等ト朱書スル  
場合ハ勉メテ濫用ニ陥ラサルコトニ注意スルヲ要ス

第十條 幕僚諸官ノ主務ニ屬スル文書取扱モ前諸條ノ例ニ依リ  
処理スヘシ<sup>(12)</sup>

この史料からもやはり前章で検討してきたように「副官」が中心  
人物であることが読み取れる。例えば第二条では鎮守府宛に來た公  
文書は、まず副官のところへ渡り、司令長官や參謀長の手へ渡る  
べき文書か、あるいは各主務庁行の文書かを下された後、配付され  
るとある。第五条では文書の發送にしても各主務庁から直接司令長  
官に行くのではなく、必ず副官を通して行為がなされるとある。そ  
して第六条は司令長官や參謀長が閱覽済み或いは決裁済みの公文書  
に関する規程であり、これについては副官が直ちに各主務庁のもと  
へ保管しに行かなくてはならないことが述べられている。この様に  
して鎮守府においては副官を軸に公文書の取扱がなされたのであ  
る。

本稿は明治期を中心に文書集配システムについて述べてきたが、  
大正期になると副官の権限というものにも変化があらわれる。参考  
までに次の史料を示す。

●横鎮第七三一号 大正四年四月四日

第一條 本廳保管圖書文書ニシテ改正廃止等ニ依リ不用ニ帰シ

又ハ保管ノ必要止ミ焼却ヲ要スル場合  
ニハ本内規ニ拠リ処理スヘシ

第二條 焼却スヘキ圖書文書ハ予メ取扱主任者ノ承認ヲ受クル  
ヲ要ス

第三條 圖書文書ヲ焼却スルトキハ圖書文書控簿ニ機密、普通

ノ種別ニ区分登録シ取扱主任者ノ検印

ヲ受ケ副官ノ査閲ヲ経タル後処分スルモノトス

第四條 圖書文書ヲ焼却スルニハ必ス書類焼却竈ヲ使用スヘシ

附

各廳各部ニ於テ圖書文書ヲ焼却スル為本竈ヲ使用セントスル  
トキハ予メ使用期間ヲ定メ其ノ前日迄ニ鎮守府副官ニ請求ス  
ヘシ(13)

これは圖書や文書焼却に関する横須賀鎮守府のみの適用規則であるが、焼却するには副官の査閲を経るだけでよいのである。そして焼却にあたっては書類焼却専用の竈が存在しており、その使用にあたっては期間を定めて前日までに副官に請求しなければならなかったのである。つまり、この頃になると司令長官の決裁を得ずとも、副官の裁量に全てが委ねられていたのである。ここからも副官の重要性が窺い知れよう。

#### 四 結論

以上のようにして明治期における海軍機関の公文書取扱については横須賀鎮守府設立以来の動向を取り上げて述べてきたが、第一に言えることは、公文書取扱に関する規程から分かるとおり、多くの公文書を史料として広く後世に生かそうという発想のもとで公文書管理が成立したのではないことである。すなわち、必要な公文書だけを最小限に止めて、それ以外は処分するという発想に基づいていたのではないであろうか。軍の機密を外部に洩らさないというのは言うまでも無く、文書以外の物資を積む艦船では早くから収蔵空間の限界に着目せざるを得なかったからである。

第二に言えることは保存された公文書の基準は歴史的価値に基づいているのではなく、実務的価値に基づいていることである。つまり、公文書の保存規程を見ても分かるとおり、保存の中心は法令と

会計帳簿類であった。ここで注意したいのは公文書の史料的价值が周知されていたことである。例えば大沼宜規氏が『国民国家とアーカイブズ』<sup>(14)</sup>で論じているように当時の政府には米・英・仏・独の文書管理の情報は入っていた。であるから海軍機関も当然知り得たことだと考えられ、その上であえて公文書に歴史的価値を付加しない方針を選んだのではないだろうか。

最後に、この様にして述べてきたものの、まだまだ実証としては不十分で、例えば、副官は重要であるのならば人事や個人の経歴について調べなければならぬし、文書管理について言えばその政策を担った人物についても突き止めなければならない等課題が山積みなのも確かである。これらについては今後検討すべき点である。

(1) 江戸幕府の遠国奉行の一つ。浦賀番所で江戸に入る船舶と積荷の臨検を行った。享保五年(一七二〇)下田奉行の機能を移して成立。老中支配、役高一〇〇石、役料五〇〇俵のち一〇〇石。文政期(一八一三—一三〇)頃より海防が重要な任務となり、ペリー来航後は外交にも関与、日米修好通商条約締結にも関わり、長崎奉行より上席となる。(CD-ROM版『岩波日本史辞典』)

(2) 明治から昭和にかけて日本の海岸と近海の防衛などを担当した海軍の官庁。各軍港に置かれて所管する海軍区の防衛・警備・出師準備のことをつかさどり、鎮守府司令官は天皇に直屬して部下の艦船部隊を統率した。なお、司令長官は、軍政については海軍大臣の命を受け、作戦計画については軍令部長(海軍軍令部長)の指示を受けることとされていた。明治八年(一八七五)の海軍省の計画では東海鎮守府を横須賀に、西海鎮守府を長崎に設置するよう考案された。東海鎮守府が横浜に仮設されたのは翌九年九月十四日で、同一七年一月二一五日横須賀に移転し、同時に横須賀鎮守府と改称され

た。〔国史大事典〕第九卷 六八三頁)

(3) 緒言に「本例規收録スル所ノ諸令達中他ノ令達ノ制定改廢ニ從ヒ自然消滅シ或ハ官職ノ稱謂變更シタルモノハ直ニ刪除或ハ改訂シ其ノ刪除改訂シ難キモノニ在テハ字傍ニ黒点ヲ付シ全文ヲ掲クルノ要ナキモノハ之ヲ節録シ又現行ニ属スル令達ト雖日常参照ノ必要尠ナキモノハ之ヲ省キ専ラ閱覽ノ便ニ從フ」とあるので当時、鎮守府内で実際に必要とされた法令を編纂したものであるといえる。なお、この「横須賀鎮守府例規」について、防衛研究所図書館には本史料明治四十四年版の他は大正一一年版が残るのみである。

(4) 防衛研究所図書館所蔵「明治四十四年 横須賀鎮守府例規 全 八版」二二七～二一八頁

(5) 明治一七年(一八八四)二月一五日横須賀鎮守府開庁の際に鎮守府主計部が置かれたが、明治三二年(一八八九)四月二二日鎮守府會計監督部となり、明治二六年(二八九三)五月二〇日鎮守府監督部及び海軍司計部となり、明治三〇年(二八九七)九月二四日経理部となった。〔横須賀軍港沿革史〕六頁)

(6) 海軍機関学校。兵科将校となるべき生徒の養成及び将来兵科将校に準ずべき特務士官となるべき機関兵曹長、上等機関兵曹(選修科学生)に対し必要な教育を施す。明治一四年七月横須賀に設立され、以来明治二〇年海軍兵学校に収容され一特科とせられたこともあったが、明治二六年再び横須賀に復帰した。〔海軍辞典〕二八頁)

(7) 横須賀海軍工廠。横須賀造船所の後身、わが国最大の海軍艦船造修・造機工場施設。明治三六年(一九〇三)一月六日横須賀海軍船廠と兵器廠を合併して成立、大艦建造を主目的とし、海軍の軍備拡大とともに発展した。〔国史大辞典〕第一四卷、三六六頁)

(8) 明治三三年(一九〇〇)軍港部が廢されて横須賀軍港工務

部が設置され、軍港水域の警備、艦船の繋留、出入渠及び軍港防禦の一部を掌った。〔横須賀軍港沿革史〕六頁)

(9) 海軍工機学校。海軍兵科将校、特務士官、准士官及び海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に対し、之に必要な機関術を教授する所。また本校においては前項のほか、海軍大臣の命を受けて海軍に必要な機関術の研究並びにその教育の規画に関する研究調査を行なう。校長は横須賀鎮守府司令官に隸し、軍紀風紀を維持し校務を総理する。所在横須賀軍港。〔海軍辞典〕三六頁)

(10) 海軍省編「海軍制度沿革」十一卷(2) 明治百年史叢書、原書房、一九七一年、五九一頁

(11) 海軍省編「海軍制度沿革」十一卷(2) 明治百年史叢書、原書房、一九七一年、五九三頁

(12) 防衛研究所図書館所蔵「明治四十四年 横須賀鎮守府例規 全 八版」二二三～二一四頁

(13) 防衛研究所図書館所蔵「大正十一年 横須賀鎮守府例規 第十一版」二五四～二五五頁

(14) 詳しくは大沼宜規氏の「明治前期における『公文館』と『書籍館』——丑木報告へのコメントにかえて——」の一五五～一七四頁を参照のこと。